

(法第10条第1項関係様式例)

令和8年度事業計画書

法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 zuttoふたみで暮らし隊

1 事業実施の方針

双海地区の住民に対して、既存の民間事業者(地域公共交通)のサービスの足りない部分を補完するため、地区住民自らが運営する過疎地有償運送事業を計画実施することにより、地区住民が真に求めるサービスの提供が可能となると考えている。

そこで、買い物や通院等に困っている高齢者に対しての移動手段の支援や、通学に不便を感じている高校生等の送迎支援を行うことにより交通弱者の負担を軽減する。設立初年度は、その実現のため、まず、移動手段の支援と送迎支援の実証実験を行うとともに、広報活動の実施(チラシ等の作成配布)、組織基盤の整備(会員募集、会計事務体制の確立等)に注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
高齢者の移動支援事業	年齢や障がい、免許不所持のため買い物や病院に行けていない高齢者等を主体に移送サービスを行う事業	通年	下灘地区から伊予市内	10人	下灘地区の高齢者・障がい者・免許不所持者 50人	37.8
生活力を高めるための支援事業	高校生を主体に朝夕の送迎サービスを行う事業	通年	下灘地区から伊予市内	10人	下灘地区の高校生 5人	194.4
上記事項に関する情報提供事業	地域住民を対象とした説明会を行う事業	通年	双海地区全域	10人	地域住民	46

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	支出 見込額 (千円)
物品販売事業	広報活動を兼ねた地域のイベントでの物品販売	随時	伊予市内	5人	80

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
- 7 2部作成する。

(法第10条第1項関係様式例)

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称) zuttoふたみで暮らし隊

1 事業実施の方針

双海地区の住民に対して、既存の民間事業者(地域公共交通)のサービスの足りない部分を補完するため、地区住民自らが運営する過疎地有償運送事業を計画実施する。

買い物や通院等に困っている高齢者に対しての移動手段の支援や、通学に不便を感じている高校生等の送迎支援を行うことにより交通弱者の負担を軽減する。

本年度は、対象地区を双海全域に広げ、移動手段の支援と送迎支援を本格実施するとともに、広報活動(チラシ等の作成配布)の充実を図る。また、さらなる組織基盤の整備(会員募集、安全運行体制等)に注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
高齢者の移動支援事業	年齢や障がい、免許不所持のため買い物や病院に行けていない高齢者等を主体に移送サービスを行う事業	通年	双海地区から伊予市内	15人	双海地区の高齢者・障がい者・免許不所持者 185人	1,019
生活力を高めるための支援事業	高校生を主体に通学の送迎サービスを行う事業	通年	双海地区から伊予市内	15人	双海地区の高校生・社会人 15人	1,080
広報活動事業	地域住民を対象とした説明会を行う事業	通年	双海地区全域	15	地域住民	20

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	支出 見込額 (千円)
物品販売事業	広報活動を兼ねてイベントでの物品販売	随時	伊予市内	5人	120

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
- 7 2部作成する。